

# 公益社団法人名古屋市シルバー人材センター就業規約

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人名古屋市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (努力義務)

第2条 会員は、お互いの経験・能力及び人格を尊重し、協力し合って創意工夫をしながら、働く機会を拓げ、その健康と福祉を増進し生きがいを高めるとともに、センターと地域社会の発展に寄与する。

### (処遇平等の原則)

第3条 会員は、就業にあたって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別取扱いを受けない。

## 第2章 就 業

### (仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から受け、その交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき直接の交渉当事者とならない。

### (仕事の提供)

第5条 センターは、受注した仕事について、希望する会員に予め期間、作業内容、配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」）（以下「配分金等」という。）その他を明示し、その合意のうえ提供する。

### (就業基準)

第6条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を配慮して、原則として1日8時間を超えないものとする。ただし、仕事の内容等の事情により、特にセンターが必要と認めた場合は、この限りでない。

2 センターは、前項に定めるもののほか、会員の就業に関する基準について、労働基準法等を尊重し、別に定めることができる。

### (就業の報告)

第7条 会員は、就業にあたり就業の報告書（以下「報告書」という。）を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行うものとする。

2 会員は、仕事の完了後、又は仕事が翌月に継続する場合は当月の末日後速やかに、前項の報告書をセンターに提出しなければならない。

3 センターは、前項の報告書に基づき、配分金等を支払うものとする。

### (配分金等)

第8条 会員の就業に伴う配分金等については、就業の都度仕事の量と内容等に応じて個別に提示し、別に定める配分金規約の定めにより支払う。

### (就業上の留意事項)

第9条 会員は、就業にあたり次の点に留意する。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
  - (2) やむを得ない事情で約束の仕事に従事できない場合は、速やかにセンター及び発注者にその旨を届出ること。
  - (3) 仕事上の知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。
  - (4) 交通事故、けが、第三者に対する損害等にはじゅうぶん注意し、事故等が発生した場合は、速やかにセンターへ連絡すること。
- (就業の中止)

第10条 センターは、次の各号の一に該当するときは、会員の就業を中止する。

- (1) 会員から就業を取りやめたいという申し出があったとき。
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由によって仕事の継行が不可能となったとき。
- (3) 発注者から就業の中止を求められたとき。
- (4) 会員の就業がその健康と福祉に反すると認められたとき。
- (5) 会員としてセンターの目的又は名誉に反する行為がしばしばあったとき。
- (6) その他センターの運営上必要と認めたとき。

2 前項第4号から第6号までに該当するときは、センターは、会員に対して就業の中止を予告する。

(損害賠償)

第10条の2 会員の故意又は重大な過失、及び理事長が別に定める安全就業義務に違反したことにより、賠償金が発生した場合には、当該会員に賠償金相当額の全額又は一部を負担させることができる。

### 第3章 安全、衛生及び災害補償

(安全及び衛生)

第11条 センターは、会員の就業にあたりその安全及び衛生の面で常に配慮し、就業による災害防止等に努力する。

(健康診断)

第12条 センターは、会員が健康な状態で就業するため、会員に毎年1回以上健康診断を受けるよう指導する。

2 健康診断の結果特に必要がある場合、センターは、会員に対して就業を一定期間禁止し、又は会員の同意を得たうえで就業時間、職種等を変更することができる。

(傷害保険)

第13条 会員の就業による死傷病については、センターが契約する傷害保険の約款に従い補償される。

(賠償責任保険)

第14条 会員が就業に伴い第三者に与えた損害については、センターが契約する賠償責任保険の約款に従い、その損害を補填する。

### 第4章 雑 則

(規約の改廃)

第15条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、会員の就業に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年12月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年2月1日から施行する。